

三郷町総合教育会議傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、総合教育会議設置要綱第9条の規定に基づき、三郷町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、三郷町総合教育会議傍聴申込書（第1号様式）を会議に提出しなければならない。

2 傍聴人は、係員の指示に従って入退場しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 会議は、特に必要がある場合は、傍聴人の数を制限することができる。

2 前項の規定により傍聴人の数を制限する場合は、会議は、傍聴証を発行することができる。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器等危険なものを携帯している者
- (3) 旗、プラカード等氣勢を示すものを携帯している者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) 係員の指示に従わない者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴すること。
- (2) 私語、談話その他さわがしい行為をしないこと。
- (3) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 議場の言論の対して公然と批判を加え、又は可否を表明し、若しくは拍手その他の言動により会議の妨害となる挙動をしないこと。
- (5) 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、会議の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 会議は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。